



監査報告書

令和元年5月20日

学校法人聖泉学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事 安田 勝雄 
監事 堀川 英雄 

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 平成31年3月23日理事会において、理事長が表明された人間学部定員割れ等課題を抜本的に検討することに関し、第三者を含めた構成員・審議する事項や視点・審議日程(スケジュール)・答申する時期・条件等をすみやかに具体化し、評議員会及び理事会に諮り推進すること。
- (2) 上記審議・検討の経過や資料等は、適宜、評議員会及び理事会に開示し、必要に応じて意見を聴くなど透明性を確保すること。
- (3) 上記審議・検討することは、学生・保護者・職員等関係者の不安や不信になる可能性があり、必要な情報統制・漏洩防止・風評予防措置をすること。